

# 高校等遠距離通学費を 助成します！



## 《 高校等遠距離通学費助成とは 》

遠距離の高等学校等へ通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を助成することにより、子どもの教育に係る経済的な負担の軽減を図る制度です。

### ○助成対象者○

町内に住所を有し、高等学校等に通学する生徒の保護者

### ○助成額○

定期券購入費の2分の1です。  
(1か月あたり2万円を限度)

### ○助成金の算定方法○

通学定期の期間、額で算定します。3か月定期や6か月定期の場合は、その月数で割って1か月あたりの金額を算出します。

### ○助成対象の要件○

自宅から生徒が通う高等学校までの通常利用する経路の通学費として公共交通機関の定期券購入費を月額1万円以上負担している方

※地域公共交通を利用(定期券購入)した場合も対象となります。(地域公共交通のお問い合わせは役場総務課まで)

### ○申請手続き○

申請書に必要書類を添えて申請してください。

(申請書は教育委員会にあります。)

- ・4月～9月分 10月9日まで
- ・10月～3月分 3月10日まで ※

※1年分をまとめて3月10日までに申請をすることもできます。

### ○注意事項○

助成金の申請には、定期券の写しが必要です。定期券の写しがないと、その間の助成は受けられませんので、申請の時期まで大切に保管しておいてください。

### ○問い合わせ先○

新十津川町教育委員会事務局 学校教育グループ ☎ 76-4233

裏面もご覧ください。

## 高等学校遠距離通学費助成事業

1 補助の目的	遠距離の高等学校等（学校教育法第1条に定める高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）及び高等専門学校をいう。）へ通学する生徒の保護者に対し、通学費の一部を助成することにより、子どもの教育に係る経済的な負担の軽減を図る。
2 交付対象者	町内に住所を有し、高等学校等に通学する生徒の保護者で、生徒が利用する通常の経路により高等学校等まで通学した場合の定期券購入費を月額10,000円以上負担している方
3 助成金の額	定期券購入費の2分の1以内の額（100円未満の端数切捨）。ただし、1か月の助成金の額は、生徒1人につき20,000円を限度
4 助成金の算定	助成金の算定は、定期券の購入代金によるものとし、複数月の定期券の場合は、当該月数で除して得た額を1か月当たりの額とします。 他の制度で、助成を受けている場合は、他制度補助金等を控除して交付
5 助成期間	生徒の通学する高等学校等の修業年限として定められた年数を限度 （例：普通科高校3年、高等専門学校5年）
6 助成金申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高等学校等遠距離通学費助成金交付申請書</li> <li>○ 在学を証明する書類（在学証明書）</li> <li>○ 通学定期券の写し又は通学定期券の購入が証明できる書類</li> <li>○ その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
7 申請時期	半年ごとに申請を受け付けます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4月～9月までの分 10月9日までに申請</li> <li>・ 10月～3月までの分 3月10日までに申請※</li> </ul> ※ 1年分をまとめて、3月10日までに申請することもできます。
8 その他	（1）次のいずれかに該当する方は、助成金の交付が受けられません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町税等の滞納をしている。</li> <li>○ 虚偽の申請がある。</li> <li>○ その他、町長が公益上助成の交付が適当でないとき。</li> </ul> （2）実際の定期券の購入額、期間で助成金の算定をします。通学定期券の写し等を必ず保管しておいてください。 （定期券の写し等が無いとその期間の助成は受けられません。）
この事業の実施期間	令和5年3月31日まで

### 算定の例

